



北海道議會時報

第二卷 第一號

昭和二十五年一月

目次

◎第六回定例道議會

△提出案件

△議事の経過

△決議案

△建議案

△各派交渉會

△昭和二十四年度道費追加更生豫算に對する知事説明要旨

△請願

◎特別委員會

△外地同抱引揚對策特別委員會

◎常任委員會

△總務△民生△衛生△經濟△水産△開拓及び農地△勞働及び建築

◎各種會合

△中央出先機關廢止期成同盟會幹事縣協議會

雜錄

△東北七縣北海道知事議長合同會議決議事項の處理經過

△議員の動靜

△來往

△昭和二十四年度議會審議狀況

○本會議開會調○本會議出席調○常任委員會開會調○議案件數調○建議案、決議案件數調

資料

△地方行政調査委員會設置法第六國會で成立

△地方自治體と局部制

△都道府縣有物件災害相互扶助組織について

△昭和二十四年度道費豫算現計調

△地方自治法に關する質疑應答

◎新購入圖書紹介

一一一



▲決議案

決議案第一號 議長坂東秀太郎君外全員提出

「ラ、ラ」に對する感謝決議

恩讐を超えた崇高な人類愛を以つて戦後の疲弊し切つた我が國民に温い救済の手を差し押し伸べられた「ラ、ラ」は昭和二十二年以來二十五億圓に及ぶ多量の食糧、衣服を始め、その他数々の物資を我が國に贈られ、多くの困窮者がその恩恵に浴していることは洵に感銘に堪えないところであります。この「ラ、ラ」の美しい眞心と眞摯な御努力は生活に疲れ、ともすれば希望を見失しなおうとする國民に蘇生の志を興ふるに止まらず、すべての人類の共存共榮と世界平和の理想實現に貢献するところ極めて大なるを信じて疑われないものであります。

茲に北海道四百二十萬道民の總意を代表する本議會の決議を以つて「ラ、ラ」の御厚情に滿腔の謝意と敬意を表する次第であります。

北海道議會議長 坂東秀太郎

厚生省社會局内

ララ救援物資中央委員會宛

決議案第二號 議長坂東秀太郎君外全員提出

「ユニセフ」に對する感謝決議

戰禍に因り大なる犠牲になつた児童及び乳幼児に對し逸早く温い救済の手を差し伸べられた「ユニセフ」事業は、人種信條、國籍身分の如何に拘わらず、児童福祉の爲多量の食糧、衣料を始め、その他数々の援護物資を我が國に贈られ多くの児童、乳幼児がその恩恵に浴し健かに育成していることは洵に感謝に堪えないところであります。

この「ユニセフ」事業の美しい眞心と眞摯な御努力はともすれば生活に疲れ免角忘れ勝なる児童、乳幼児の正しい生活への指導と保護とに光明を興ふるに止まらず、すべての人類の共存共榮と世界平和の理想實現に貢献するところ極めて

て大なるを信じて疑われないものであります。

茲に北海道四百二十萬道民の總意を代表する本議會の決議を以てその御厚情に滿腔の謝意と敬意を表する次第であります。

北海道議會議長 坂東秀太郎

ユニセフ日本派遣事務局

ユニセフ代表

マーゲリタストレーラ殿宛

▲建議案

建議案第一號 議長坂東秀太郎君外全員提出

炭酸カルシウム増産措置に關する件

北海道における農業生産の増強上緊急に必要とする酸性土壌矯正用炭酸カルシウムの増産を圖るため必要なる設備資金の確保その他適當なる措置を速かに實施せられたい。

(理由) 北海道における特殊土壌即ち火山灰地、重粘土地、泥炭地の面積は耕地の約八割を占め、その殆んどが酸性化している状態であり、農業生産増強上多大の障害をなしている。

特に戦時中の略奪的農業經營は一層土壌の理化學的性質を不良化し、地力の減退を顯著ならしめているが、この状態をこのまゝ放置するならば農業經營上重大な支障を來すは勿論、今にしてこれが強力なる施策を講じなければ二十五年度における生産に重大なるそごをきたすことが憂慮せられるところである。

而して酸性矯正の促進は石灰により製造する炭酸カルシウムの施用が最も經濟的に効果を擧げ得る最良の方法である。

然るに道内における石灰岩の埋蔵は豊富であるが、製造業者における設備資金の入手難等により工場設備の完備を見ず所望の生産を擧げ得ない實情である。

依つて此の際地方の回復を圖り、農業生産を増強し、北方農業の確立を期するためこれら工場の炭酸カルシウム増産のために設備資金の確保、その他増産上適當なる措置を速かに講ぜられんことを望むものである。

▲各派交渉會

第六回定例議會における各派交渉會の議に上つた事項は次のとおりである。

○十二月二十四日

- 一、坂東議長から漁業資金、外地残留邦人引揚促進、南千島等返還、綜合開發等の諸問題につき政府との折衝経過を報告。
- 一、外地同胞引揚対策及び鮭鱒處分調査の兩特別委員會の本會期繼續存置を決定。

一、野口總務部長から職員の間末手當給與提案考慮中なることを述べ諒解を求めた。

一、三井道教育委員長から教職員の間末手當につき委員會の意向を説明し善處方を要望。

一、井川議員から外地同胞引揚促進に關する經費七十五万圓の豫算化につき諒解を求めた。

一、議員の弔慰方法を次のように決定。
道議會 現議員には弔詞と花輪を賜る。

前議員には弔詞と一千圓を賜る。
國會議員 弔詞と花輪を賜る。

一、新年度豫算議會は二月十五日招集の目途を以て準備進行方申入れること。

一、二十五日は日曜につき自然休會とする。

○十二月二十六日
一、南千島等返還請願方について都道府縣議會に要請すること。尙バンフレット印刷等の經費支出諒解。

一、ユニセフ及びララに對する感謝決議案を全員提出とする。
一、田中知事から職員、教員の越冬資金として年末手當相當額の貸付措置及び副知事として野口總務部長の起用につき諒解を求めた。

一、坂東議長から東京使用の電気自動車購入につき諒解を求めた。

一、豊里鑛従業員援護救済に關する陳情及び千歲町失業対策に關する陳情については知事において善處すべきものと決定。

一、蒔田經濟委員長から炭酸カルシウム増産助成のため四千五百万圓程度の融資斡旋とこれに對する道保證につき申入あつたが、保證問題につき意見一致せず知事に對し資金の確保その他適當なる措置を要望することとし全員提出建議案を決定。

一、存續中の二特別委員會の閉會中繼續調査を認めるに決定。
一、本日を以て閉會するに決定。

▲昭和二十四年度道費追加更正豫算に對する知事説明要旨

今次の豫算案は國庫補助金の決定に伴う早害対策費その他の措置並に職員給與費等について追加をしたのであるが、その豫算總額は、普通會計において八億六千四百三十八万圓、特別會計において二千六百三十三万圓となつていたのであつて、その内容はつぎの通りである。

第一、早害對策に關する經費

- 灌溉施設事業費 三千万圓
- 客土事業補助 二千万圓
- 土地改良の事務費 三百二十五万圓
- 道路事業費 八百三十三万圓

災害應急土木事業費

- 災害土木復舊事業費 六千二百五十万圓
- 災害土木復舊に關する經費 一千二十八万圓

災害復舊事業檢定に要する經費

- 災害復舊事業檢定に要する經費 百五十九万圓

第三、開拓に關する經費

- 開墾補助 七千四百二万圓
- 入植施設補助 三千四百三十二万圓

第四、産業經濟に關する經費

主要食糧供出督勵費

農業調整委員會費

馬鈴薯の原種圃經營及び馬鈴薯の輪腐豫防検査經費

證券、造林の認定費補助

沿岸漁業調整費

第五、職員に對する給與關係經費

寒冷地手当及び石炭手当の所要經費

臨時年末手当の所要經費

女子醫學專門學校職員分費用繰入

沿岸漁業改革事務職員(四十八名分)に要する經費

以上の外當面急を要する諸經費

要援護者越冬用衣料品配給費

引揚者定着援護費

引揚者等に對する更正資金貸付事業費

國民健康保險振興費

諸團體調査費

狂犬病豫防費

結核療養所費

選舉 諸費

性病豫防費

をそれぞれ追加計上したのであつて、以上が普通會計の歲出の主なるものである。

つぎに歲入においては、地方配付税四億一千五百十三万圓、國庫支出金四億七百五十九万圓、使用料手数料百二十六万圓、雜收入三百三十九万圓計八億六千四百三十八万圓を計上し、收支のバランスをとつたのである。

つぎに特別會計においては、各特別會計職員の寒冷地手当と石炭手当の追加及び臨時年末手当を支給するため、所要の更正を行つた外、公有林費會計において運搬費等の既決豫算不足額を若干追加したのである。以上が

三百八十五万圓

五百二十八万圓

四百九十三万圓

十三万圓

八十二万圓

(減)

四億四千四万圓

一億五百四十万圓

八十五万圓

百十八万圓

二百二十一万圓

一千百十三万圓

二百方圓

四百方圓

百八十九万圓

百二十六万圓

百七方圓

一千三百四十六万圓

三百十方圓

今次追加更正豫算についての概要である。

▲請願

第六回定例道議會で採擇に決した請願は次のとおりである。

衛生第十號 道立診療所設置の件 (請願番號) (件) (請願者) 足寄村長 吉荒延次郎外一名

同 第十一號 北海道八雲保健所附屬衛生試驗所買收の件 八雲町長 眞野萬穰

同 第十二號 道立診療所設置の件 上ノ國村長 澤村大藏

林務第二號 道立公園指定に關する件 網走市長 吉田榮吉外一名

同 第三號 道立公園指定に關する件 日高支廳長 土橋武士外十名

同 第六號 軌道新設の件 新得町長 植村包榮外二名

同 第七號 道立公園指定に關する件 俱知安町長 松實斐三外七名

同 第八號 災害防止對策に關する件 北海道町村議會議長會 菅原勇吾

同 第十號 上川郡愛別村字愛山道有林二、三林班地内農耕適地開放の件 愛別村長 森畑森太郎外三名

同 第十一號 道立公園指定に關する件 稚内市長 西岡斌外六名

同 第十二號 開拓買收地を買收より除外し保安林に編入の件 富良野町長 古東久平外四名

第六回定例道議會で不採擇と決した請願は次のとおりである。

林務第四號 森林軌道に關し道費助成の件 (理由道費多端の折助成は困難である) (請願番號) (件) (請願者) 瀧ノ上町長 岡本政造

第六回定例道議會において各常任委員會に付託した請願は次のとおりである。

(請願番號) (件) (請願者) 總務第五七號 定時制高等學校設置の件 阿寒村長 小村義馬

民生第六號 消防力強化に關する件 札幌消防署長内山民治外一名

衛生第一四號 道立結核療養所設置に關する件 夕張市長 北島盛光外一名

經濟第二七號 道營酪農實習場設置に關する件 雄武町長 山崎進

同 第二八號 農業獎勵施設對策費助成に關する件 北海道指導農業協同組合連合會會長 松本六太郎

同 第二九號 馬の厩舎改築費並びに消毒費の道費助成の件 下川村長 末武次郎吉

同 第三〇號	甜菜耕作振興に對し道費助成の件	大正村長 遠藤 太三郎
同 第三一號	農業改良普及及事業促進の件	北海道地區農業改良委員長 泉 虎吉
同 第三二號	養鶏増殖確立に關する件	北海道指導農業協同組合連合 會外三名
同 第三三號	亞麻振興に關する件	北海道指導農業協同組合連合 會長 松本 六太郎
水産第一 一三號	水産試験場燒尻分場設置の件	燒尻村長 志水 要外六名
同 第一四號	増毛漁港擴張整備工事施行の件	増毛町長 東尾淡逸外一名
水産第一 一五號	水産試験場増毛支場設置に關する件	増毛町長 東尾淡逸外二名
商工第一 一九號	工業試験場營業部分室設置の件	江別町長 古田島 薫 平
林務第一 一四號	禮文、利尻、兩島を道立公園に指定の件	香深村長 野村太市外一名
開拓農地第三號	未墾地民有林買収除外の件	新十津川村長 香川 謙 吉
同 第一三號	未墾地民有林買収除外の件	富良野町長 古 東 久 平
同 第一四號	北海道開發費支辨水道修理工事施行の件	弟子屈町長 佐、藤 惣五郎

同 第一五號	無水地帯に對する水道施設の件	上土幌村長 鈴 木 泰 助
同 第一六號	天北地區開發促進の件	宗谷指導農業協同組合連合會 長 新保新作外二名
土木第二三三號	奈井江―上砂川間循環道路新設の件	上砂川町長 岡 田 六三四
同 第二三四號	土地改良工事施行の件	忠類村長 遠 藤 清 作
同 第二三五號	道路開拓促進並びに新設工事施行の件	同 同
同 第二三六號	道路改良及び補修工事施行の件	幌向村長 長谷川 源之丞
同 第二三七號	地方費道別別、雄冬間路線變更の上 改修工事施行の件	増毛町長 東尾淡逸外一名
土木第二三八號	ケムフチ川、ホロカ川改修工事促進 の件	千歲町長 山 崎 友 吉
同 第二三九號	増毛町上水道工事費に對し道費助成 の件	増毛町長 東尾淡逸外一名
同 第二四〇號	チエフント川改修工事の實施並びに 道費移管に關する件	智恵文村長 山 本 政 平
勞働建築第八號	冬季失業對策公共事業施行促進に關 する件	千歲町長 山 崎 友 治

特別委員會

▲外地同胞引揚對策特別委員會

○十二月二十六日午後零時三十五分第二委員室で開議、太田委員より舞鶴の引揚狀況について報告、坂東議長より第五回定例会において決議せられた外地同胞引揚促進方についての決議文をGHQに提出した際の狀況について報告し、未引揚者の正確な再調査の必要なるを説明せるに、井川委員長よりこれが再調査機關について諮り、その結果本特別委員會を全般的督勵機關に、授護課を調査機關に、在外同胞歸還促進北海道連合會（民間團體）を協力機關として再調査を行うことを決定、なお三機關の調査に對する合同打合會を二十五年一月十日道議會において

常任委員會

▲總務委員會

○十二月二十三日午後二時參與室で開議、第六回定例道議會に提案すべき昭和二十四年度北海道費歳入歳出追加更正豫算外十七件につき總務部長庶務、地方、稅務の各課長よりそれぞれ説明があり、これに對する質疑應答があつて午後二時四十分散會。

▲民生委員會

○十二月二十六日午後一時四十分第一委員室で

て開くこととし、一月十日までに授護課及び世話課においてこれが調査方法、これに要する人員及び經費の調査を依頼して午後二時散會。

開議、決議第一號「ラ、ラ」に對する感謝決議第二號「ユニセフ」に對する感謝決議を本會議に上程することを決定、内地府縣の教護施設並びに引揚授護狀況の調査及び道内の消防施設、生活困窮者（浮浪者）の狀況、引揚者の生活狀況調査について協議、その結果府縣の調査は一月中旬とし派遣委員に西村、佐藤（初）の各委員及び外一名未決定を決定、道内調査は一月下旬とすることに決定して午後二時散會。

▲衛生委員會

○十二月二日より十一日まで十日間にわたり、小川委員長、田中（巖）副委員長は、保健施設並びに醫療施設の調査のため、釧路市、帯廣市及び空知、釧路國、根室支廳管内各町村の現地調査を行った。

○十二月二十三日午前十一時十分第三委員室で開議、付託請願の審査に入り、請願衛生第十號道立診療所設置の件外二件を審査し、その結果何れも採擇することに決し、ついで豫防、環境衛生保健、指導の各課長よりそれぞれ所管の追加豫算の内容についての説明があつて午後零時二十五分散會。

▲經濟委員會

○十二月一日より十日まで十日間にわたり、時田委員長、後藤副委員長、吉野、吉田(定)の各委員は、炭酸カルシウム増産計畫樹立の必要上つぎの石灰工場の施設状況について調査を行つた。

龜田郡大野村所在

東和興業株式會社

上川郡士別町所在

北海道セメント株式會社

枝幸郡歌登村所在

拓北石灰株式會社

紋別郡西興部村所在

北海道農材工業株式會社
上興部礦業所

紋別郡南富良野村所在

北海道農材工業株式會社
東麻追礦業所

常呂郡相内村所在

北見石灰工業株式會社

旭川市所在

山崎石灰礦業所

○十二月二十三日午前十一時二十分第一委員室で開議、宮本委員より中央に對する早害対策豫算の獲得折衝状況について報告、農務課長、庶務課長及び土木部關係係官より早害対策豫算の編入方針及びこれが實施の方法について説明

があり、農業試験場係官より炭酸カルシウムの粒子について説明、これに對する質疑應答があつて休憩、午後一時三十分再開亞麻の振興対策について農業指導代表より炭酸カルシウム製造施設に對する融資方について東和興業會社々長よりそれ〴〵陳情を聴取し、ついで後藤委員より各石灰工場の調査の結果について報告、委員長より炭酸カルシウム増産のため各石灰工場に對する融資方法について諮り、各委員よりそれ〴〵これに關する意見の開陳があり、その結果一應道の保證によつて融資の方法を考へることに意見が一致したが、各派の意向を確める必要もあり、その上で結論をだすこととして午後四時三十分散會。

○十二月二十六日午前十一時十五分副議長室で開議、炭酸カルシウム製造施設に對する融資方法について協議、その結果道の保證により融資せしめることに意見が一致し、更らにこれを強力に推進するため、各派交渉會にこれに關する建議案の提出方を申入れ各派の了承を得るよう取計うことを決定し、ついで請願の審査に入り、請願經濟第二七號道營酪農實習場(假稱)設置に關する件外二件を審査、その結果一件を不採擇に、二件を保留に決定し、農務課長より農務課所管二十五年年度豫算編成方針について説明、更らに種苗審議會の内容について説明し、この審議會に經濟委員の全員が構成員として参加せられたい旨の要請があり、全員異議なくこ

れに参加することを決定して午後零時散會。

▲水産小委員會

○十二月一日午前十一時四十分第二委員室で開議、主査に松平委員が推薦せられ、ついで宗谷地區漁業者谷崎代表より渡島、檜山地區業者の宗谷地區鮭入會漁業について制限されたい旨の陳情を聴取、ついで調査を附託されたる鯖旋網漁業許可方針について協議水産部長より本件についての説明があり、これに對する質疑應答のち道の許可方針を承認することに決して午後一時三十分散會。

水産委員會

○十二月二十七日午前十一時四十分水産部長室で開議、室蘭市役所伊藤産業課長より水族館(海洋博物館併置)の設置方について、北海道水産加工業協會高野理事より水産加工業振興施策についてそれ〴〵陳情を聴取し、請願の審査に入り、請願水産第十三號水産試験場焼尻分場設置の件外二件を審査し、その結果一件を採擇二件を保留とし、ついで小手線網漁業整理について協議、さきに一應四カ年の期間内に小手線を全廢する方針を決定したるも、水産廳案は沿岸漁業との摩擦や、資源枯渇法案等より將來全廢の方向に進むべきも、全國一萬艘に達する小手線の轉換は地區的に早急實施困難の向もあり、これを二カ年延期、地區的に斟酌して實施するとの意向であり、本道もこれに従うことを決定次いで水産部所管の昭和二十五年年度の豫算内容

について、水産、漁政、水産調整の各課長より説明があつて午後三時三十分散會。

▲開拓及び農地委員会

○十二月二十六日午前十一時十分第一委員室において開議、請願及び陳情の審査に入り、請願開拓及び農地第一五八號未開地を緊急開拓地として編入の件、外八件を審査し、その結果採擇七件、保留二件をそれぞれ決定し、ついで陳情開拓及び農地第一〇號電話回線の改良に關する件外四件を審査し、大體趣旨を諒承して十二時三十八分散會。

▲労働及び建築委員会

○十二月二十四日午後二時第二委員室で開議、建築部長より建築部所管の昭和二十五年年度豫算の概要について、營繕課長より道有建築部の企畫、立案、經理の一元化について、住宅課長より住宅關係の重點施策についてそれぞれ説明、ついで新議事堂の設計計畫について協議、坂東議長の見解もありさきに内定の三階建築案を四階建築とし、議場の下一階に控室その他の室を設ける案に變更、これを再確認して午後四時三十分散會。

各種會合

▲中央出先機關廢止期成

同盟會幹事縣協議會

○去る十二月二十一日、二十二日の兩日に互り

東京都において中央出先機關廢止期成同盟會幹事縣協議會が開催せられたが、その概要はつぎの通りである。

第一日 十一月二十一日

協議事項

(1) 中央出先機關廢止期成同盟會の性格について

本問題の運動について、同盟會と議長會との區分がはつきりしない點があるが、既往の實績は、兩者協力の結果であることを確認し、同時に今後の運動方法についても、各々その主體にもとづいて活動をし相協力して目的貫徹に努力することを再確認し、なお、期成會の強力な活動を期するため協議の結果、従來同盟會の常任幹事（東京都議會議長）の名稱を會長に改め、幹事長を東京都議會會地方自治委員長、副幹事長を大阪府議會會出先機關廢止特別委員長とするにとに全員一致で決定、東京都議長、同委員長、大阪府委員長の就任承諾を得た。

(2) 運動方法について

當面の運動として農林省資材調整事務所の廢止に重點をおき、なお十一月一日地方移讓になつた通産、陸運二分室所管事務中、移管保留の分及びその他現存出先機關の全面的廢止について二十二日關係方面に陳情かつその意向を聞いた上、最も有效な運動方法を考慮することに決定。

第二日 十一月二十二日

(1) 全幹事同道、通産、農林及び本多國務の三大臣に面接陳情した。これに對する答辯概要つぎの通り。

○稻垣通産大臣の答辯

電力、アルコール及び鑛山事務所の廢止は一應今回の分室廢止とは別個の問題であるが、電力事務所については、目下電力再編成とにらみ合わせ考究の要がある。

しかしながら、分室事務を地方に移讓した今日、通産省としては二、三のものを中央に保留しておくよりも、むしろ全面的に地方に移讓すべきであるとの意向である。従つて、鑛山事務所は、その性質上移讓は困難かもしれないが、その他のものは客觀的事情の許す限り諸君の希望の通り實現するよう努力する。なお今回移讓の分室事務中、留保になつたという輸出及び進駐軍關係の事務についてはよく調査研究してみる。

○森農林大臣の答辯

資材調整事務所の廢止を本臨時議會に提出するか。

提出しない。

第七通常國會には提出するか。

未定である。

本事務所廢止に關する大臣の見解はどうか。

第五國會で參院方面の反對もあつたの

で、いまはつきりした意見はいえない。
問 舊商工關係事務は、すでに地方に移管

された、農林、商工の事務は車の兩輪の性質である。ひとり農林事務のみ中央に留保するのは地方行政の有機的運営上からみても面白くないことである。

答 通産行政と農林行政とは本質的に違う地方においては、移管反對の聲もあり、この問題については、騒ぐのはどうかと思ふ。

要 望

われわれは、全國的輿論の上に中央出先機關の全面的廢止を要望し續けているものである、資材事務所も第五國會の経緯と本年八月政府聲明の次第もあり、あくまでもこれを廢止、その權限を地方に移譲すべきものであると信ずるから、大臣においても實現方について特に考慮されたい。

○本多國務大臣の答辯

陳情及 今回通産、道監二分室の事務が地方に移譲されたが、通産事務中進駐軍と

輸出關係事務が除かれている、政府の聲明により分室事務の全面的移譲を信じていたのに對し遺憾である。

なお、現存する農林省資材調整事務所の廢止について、只今農林大臣に陳情したが、これらに對する御意見を伺いたい。

答 政府として通産、農林、運輸の優先廢

止は閣議決定にきとづく既定方針であるが、農林關係のみが前國會で參院の修正に會つたのは、當時色々の事情があつたにせよ残念である。政府の方針はその後變更してないから、自分としては資材調整事務所の廢止案を更に閣議にかけ次期國會に提案する積りである。今後とも一層各位の御協力をお願いしたい。

通産關係事務の部分的保留については、自分は全面的に移譲したものと考へていたのであるが、よく實狀を調査して御趣旨に副うよう協力する。なお、目下政府ではシャウプ勸告にもとづいて、地方行政調査委員會議設置法案を提出審議中であるが、この會議では國一府縣一市町村の事務の配分の基礎的調査を立案して地方財政の根本的確立を圖る趣旨であるがこれが實現すれば地方側として年來の要望である地方分權がいよいよ實現せられる次第である。この際、地方自治體としては、右會議に地方の意思が充分反映し地方行政が充實されるよう御努力をお願いしたい。

(2) 右陳情要望の結果にもとづいて、直ちに首相官邸應接室において協議會を開き農林省資材調整事務所廢止について、今後の具體的運動方法を決定した。

雜 錄

▲東北七縣北海道知事議長 合同會議決議事項の處理 經過(時報第八號二五頁参照)

○去る十一月十日宮城縣において開催の知事議長合同會議決議事項は同會議議長宮城縣知事名を以て同月十六、十七日夫々關係筋に陳情實現方を要望したが決議文は次の通りである。

○日本醫療團清算剩余金を道縣 立病院整備費に配分要望決議

日本醫療團解散に伴う施設處理方針は厚生省に於ける處理委員會に於て決定されたが、その要旨はこれ等の施設は都道府縣營を原則とし、これを整備擴充して眞に公立病院として道縣民の醫療を満足さすにあるが、これがためには莫大なる資金を要し、現下の道縣財政を以てしては到底その實現不可能の實情にある。

然るに醫療團清算は極めて順調に進み、目下剩余金と認められるもの三億五千萬圓に達すると仄聞する。

就てはこれが剩余金を右施設の整備擴充費に還元配分方を要望する。

○昭和二十四年度米供出補正に 關する要望決議

本年の米の生産は登熟直後の檢見作況と著し

い相違を來たし、歩刈及び全刈調製の結果を綜合するときは當初、豫測もしなかつた量的質的の低下を確認せざるを得ない實情である。

依つて近く行われるべき供出補正については最も實體に即した最新の資料、特に道縣知事より提出した減収量報告の資料を十分御認容の上補正せらるゝ様強く要望する。

○鹽釜港修築費國庫負擔増額に關する要望決議

鹽釜港はその港格が第一種港灣と第二種重要港灣の中間に位する。從來横濱港の補助港と稱せられる理由も亦茲にある。現に鹽釜港は國土計畫に基き一萬噸級船舶の接岸荷役を目標とする修築五箇年計畫の施行中であり、港灣協會もまた第一種重要港灣の資格あることを認定し、運輸省港灣局及び海運局もこの中間の港格を認めて居る。

然るにその修築費は國庫負擔二分の一で他は地方費負擔とされて居るが、現在の地方自治體の財政状態は到底斯かる巨額の修築費の負擔に堪えない。依つて修築費は全額國庫負擔とするか、少くとも三分の二負擔とせられんことを要望する。

○未亡人母子福祉對策として生活保護法適用の特例設定方に關する要望決議

生活扶助又は醫療扶助を支給せんとする場合

における収入認定の際、現在三〇〇圓を超える額を扶助費より控除して居るが、斯くては勤勞意欲を阻害し、惰民を養成する結果に陥る虞なしとせず、特に有子未亡人の家庭においては、精神的物質的負擔が極めて多いからこれを一〇〇圓程度に引上げる様措置せられたい。

○木材生産に對する奥地助成に關する要望決議

森林資源を助長し以て水源の涵養、木材の生産、家庭燃料の確保を期するため特に奥地における植林及び林道の開發等につき此の際國庫補助を増額せられんことを要望する。

○税制改革に伴う要望決議

目下政府においては不動産取得税の廢止と入場税の税率引下げを昭和二十五年一月一日より實施の豫定を以て地方税法の一部改正を企圖せらるゝやに仄聞するが、これに伴う昭和二十四年度税の減収は相當多額に上る見込であり、これが替り財源を地方配付税の特別増額により交付せられたい。

○木材引取税、鑛産税の道府縣存置に關する要望決議

木材引取税及び鑛産税は其の性質上市町村税とすることは不適當であるから之を道府縣税として徴收し道府縣の施行する林道、造林、鑛毒排除用水改良等の施設を以て關係地方産業に還元する方針を採らるゝよう要望する。

○防水溜池事業費全額國庫負擔に關する要望決議

洪水に依る災害防除の手段として洪水調節の施設即ち防水溜池を構築して洪水の難を避け且つ抑留された水の一部を利用せんとする目的の下に施行する防水溜池事業は附近土地所有者の受益ばかりでなく、下流河川の洪水量を減じ、國土及び人畜に多大の利益を與えるものである。

従つて灌漑用溜池の如き限られた区域のみが受益するものでなく、國土資源の保全と云う見地から國家的事業として施行する要あるものと認める。依つて本件は全額國庫負擔を以て實現せらるゝよう要望する。

▲議員の動靜

出張期間	用務	氏名
十二月一日より七日間	石灰工場設備狀況調査のため 渡島、上川、空知、十勝、宗谷、網走、釧路、内及、函館、旭川、北見各市	議員 吉田定次郎
十二月一日より十日間	同	議員 後藤三男、吉野恒二、吉田余吉
十二月一日より十日間	綜合開發促進用務のため (東京都)	議員 岩本政市、宮津恒太郎、宮坂壽美雄
十二月九日	道議會事務打合せのため (東京都)	議長 坂東秀太郎

期出張	用務	氏名
十二月三日より六日間	衛生施設視察のため (空知、釧路、根室支廳管内)	議員 田中 巖
十二月四日より四日間	租税完納運動講演出席のため (釧路、渡島支廳管内及び室蘭市)	議員 北林 乾郎
十二月五日より六日間	道議会事務打合せのため (福岡、熊本、長崎、大分、鹿児島縣及び東京都)	副議長 鈴木 源重
十二月六日より十日	中、小工場振興用務のため (東京都)	議員 徳 永裕満
十二月八日より十日	水産関係長期資金融資折衝のため (東京都)	議員 三澤 正男 議員 棚上 忠雄 議員 石村 露松
十二月八日より七日	日雇労働者就業状況調査のため (北見、網走、釧路各市)	議員 佐藤 吉次郎
十二月九日より四日間	臨時出納検査立合會のため (網走支廳管内及び網走市)	議員 吉田定次郎
十二月十日より七日	町制施行調査のため (根室、網走支廳管内)	議員 立原 耕平 議員 森川 清平
十二月十日より五日	臨時出納検査立合會のため (空知支廳管内)	議員 佐々木 利雄 議員 田中 信夫
十二月十日より六日間	納税督勵並に納税完納運動指導のため (渡島、檜山、後志支廳管内及び函館、小樽、小室各市)	議員 北林 乾郎

期出張	用務	氏名
同	同 (石狩、日高支廳管内、札幌市)	議員 齋藤 正志
十二月十日より七日	衛生施設視察のため (旭川、夕張各市)	議員 田中 巖
十二月十一日より四日間	臨時出納検査立合會のため (室蘭市)	議員 田中 信夫

▲ 來 往

○青森縣議會衛生常任委員の一行は、本道における結核施設状況視察のため、十二月二日札幌に着て來道、道立衛生研究所、市立札幌保健所、女子醫學專門學校及び結核療養所等の視察を終え、四日退道した。

▲ 昭和二十四年道議會審議狀況

○本會議開會調(自昭和二十四年十一月)至昭和二十四年十二月)

時定例	開會月日	閉會月日	會期	開議日數
第一回臨時會	一、二七	一、二八	二日	二
第一回定例會	二、二八	四、一〇	四二日	一三
第二回定例會	五、二七	五、三一	五日	三
第三回定例會	八、一	八、二六	二六日	一二
第四回定例會	九、二六	九、二九	四日	三
第五回定例會	一、一六	一、三〇	一五日	七
第六回定例會	二、二四	二、二六	三日	二
計			九七日	四二

○本會議出席調(自昭和二十四年十一月)至昭和二十四年十二月)

區分	議現在數	開會月日	出席	出席	出席
第一回臨時會	八〇	一月二七日	六六	六	一
第一回定例會	八〇	一月二七日	六六	六	一
第二回定例會	八〇	二月二七日	六六	六	一
第三回定例會	八〇	三月二七日	六六	六	一
第四回定例會	八〇	四月二七日	六六	六	一
第五回定例會	八〇	五月二七日	六六	六	一
第六回定例會	八〇	六月二七日	六六	六	一
計			六六	六	一

○議案件數調 (自昭和二十四年十一月)
(至昭和二十四年十二月)

區分	議員提出	知事提出	計
原案可決	一二	二七九	二九一
修正可決	一	一一	一一
否決	一	三	三
撤回	一二	二九三	三〇五
計			

○建議案、決議案件數調

(自昭和二十四年十一月)
(至昭和二十四年十二月)

區分	建議案件數	決議案件數
原案可決	三三	七
修正可決	一	
否決		
撤回	三三	七
計		

資料

▲地方行政調査委員會議設置法第六國會で成立

政府は、地方自治を充實強化して、國政の民主化を推進するため、地方自治を基底とする市町村都道府縣及び國相互間の事務の配分の調整に關する計畫につき、調査立案し、その結果を内閣及び内閣を經由して國會に對して勸告する

権限を有する委員會を設置するの必要を認め、地方行政調査委員會議設置法を第六國會に提出し、二十四年十一月二十九日これが成立を見た。

地方行政調査委員會議設置法

(昭和二十四年十二月二十四日)
(法律第二百八十一號)

(この法律の目的)

第一條 この法律は、地方行政調査委員會議の所掌事務の範圍、權限及び組織を明確に定めることを目的とする。

(設置)

第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十號)第八條第一項の規定に基いて、臨時に、總理府の機關として、地方行政調査委員會議(以下「會議」といふ)を設置する。
(所掌事務の範圍及び權限)

第三條 會議は、地方自治を充實強化して國政の民主化を推進するため、地方自治を基底とする市町村、都道府縣及び國相互間の事務の配分の調整等に關する計畫につき調査立案しその結果を内閣及び内閣を經由して國會に勸告する。

2 前項の計畫は、左に掲げる事項に關するものとする。

- 一 市町村、都道府縣及び國相互間の事務の配分の調整
- 二 地方公共團體の機關に委任し行ふ事務の調査
- 三 前二號に掲げる調整に照應する國庫補助

金等に關する制度の改正

四 前三號に掲げるものを除く外、市町村、都道府縣及び國相互間の事務の配分の調整に伴い必要な事項

(法律案の提出)

第四條 内閣は、前條の計畫に關する法律案の國會提出等に關しては、會議の勸告を尊重しなければならない。

(組織)

第五條 會議は、内閣總理大臣が兩議院の同意を經て任命する委員五人をもつて組織する。

2 前項の委員のうちには、左に掲げる者を含まなければならない。

- 一 全國の都道府縣知事の連合組織の代表者が推薦した者
- 一 全國の市長の連合組織の代表者が推薦した者
- 一 全國の町村長の連合組織の代表者が推薦した者
- 一 人
- 一 人
- 一 人

第六條 會議に、議長を置く。

2 議長は、委員のうちから互選する。議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

3 議長は、會務を總理し、及び會議を代表する。

(議事の運営)

第七條 會議は、委員四人以上が出席しなければ

ば開くことができない。

- 2 會議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前二項に規定するものを除く外、會議の運営に關し必要な事項は、會議が定める。

(参考人の出頭等)

第八條 會議は、第三條の計畫の調査立案に關し必要があるときは、参考人の出頭及び意見を求め、又は關係行政機關若しくは地方公共團體等に對し記録の提出を求めることができ

る。

- 2 前項の規定により出頭を命ぜられた参考人は、内閣總理大臣が大藏大臣と協議して定める額の旅費及び日當を受ける。

(専門調査員)

第九條 會議に、専門的事項を調査させるため専門調査員二十人以内を置く。

- 2 専門調査員は、學識経験のある者のうちから、會議の推薦に基いて、内閣總理大臣が任命する。
- 3 専門調査員は、非常勤とすることができ

る。

(事務局)

第十條 會議の事務を處理させるため、會議に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置く。
- 3 事務局の内部組織は、議長が定める。

(關係行政機關又は地方公共團體との連絡)

第十一條 會議は、關係行政機關又は地方公共團體の長に對し、職員のうちから會議と當該行政機關又は地方公共團體との間の連絡にあたる者の指名を求めることができ

- 2 前項の規定による指名を受けた者は、當該行政機關又は地方公共團體の所掌する事務に關し、資料の提出その他會議と關係行政機關又は地方公共團體との間の連絡にあたるものとする。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十號)の一部を次のように改正する。

第十條中「第十六條」を「第十五條」に改める。

第十六條の次に次の一條を加える。

第十六條の二 總理府の機關として、臨時に地方行政調査委員會を置く。

- 2 地方行政調査委員會は、地方自治を充實強化して國政の民主化を推進するため、地方自治を基底とする市町村、都道府縣及び國相互間の事務の配分の調整等に關する計畫につき調査立案し、その結果を内閣及び内閣を經由して國會に勧告するための機關とする。

- 3 地方行政調査委員會の組織及び所掌事務については、地方行政調査委員會設置法(昭和二十四年法律第二百八十一號)の定めるところによる。

- 3 特別職の職員に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二號)の一部を次のように改正する。

第一條第十一號の次に次の一號を加える。

- 十一の二 地方行政調査委員會の議長及び委員

別表中「衆議院及び參議院の事務總長」を「衆議院及び參議院の事務總長」を「衆議院及び參議院の事務總長」に「全國選舉管理委員會委員長」を「全國選舉管理委員會委員長」に改める。

- 4 行政機關職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六號)の一部を次のように改める。

第二條第一項總理府の欄中「本府一五二、二五四人」を「本府一二、二六〇人」に「計五八、一二八人」を「計五八、一三三人」に合計の欄中「八七三、二二一人」を「八七三二二七人」に改める。

▲地方自治體と局部制

地方自治法改正法案中、都道府縣局部機構改正法第五十八條に關する參議院地方行政委員會専門調査室の一意見を参考に供する。

―地方自治法改正の一論點―

資料の説明

政府提出豫定の『地方自治法の一部を改正する法律案』中には都道府縣の局部制の改正を規

定しているが、地方自治體の活動はシャウプ勸告による財政の獨立と併行してできる限り自主的なものとすべきであり、この點から地方自治法の規定も再考するべきものと思う。

○都道府縣の局部制の改正案との比較（地方自治法一五八條）

□都 △現行法定 △改正案

- 一、總務局 一、總務局
 - 二、財務局 二、財務局
 - 三、民生局 三、民生局
 - 四、
 - 五、經濟局 四、經濟局
 - 六、建設局 五、建設局
 - 七、交通局
 - 八、水道局
 - 九、衛生局 六、衛生局
 - 十、勞働局 七、勞働局
- △現行任意 △改正案による任意局部
- 一、建築局
 - 二、都道府縣は公共事業の經營に關する事務を處理させるため條例で必要な組織を設けることができる。

□道府縣 △現行法定 △改正案

- 一、總務部 一、總務部
- 二、民生部 二、民生部

- 三、
- 四、經濟部 三、經濟部
- 五、土木部 四、土木部
- 六、衛生部 五、衛生部
- 七、農地部

△現行任意 △改正案による任意部

- 一、農林部（または林務部）
一、農林部（または林務部）
- 二、商工部（但し農林部と商工部は併置できない）

- 三、水産部 三、水産部
 - 四、勞働部 四、勞働部
 - 五、公共事業部 五、農地部
 - 六、建築部
 - （七）（開拓部）
- 都道府縣は公共事業の經營に關する事務を處理させるため條例で必要な組織を設けることができる。

○右に對する意見

一、都道府縣の局部制については現行地方自治法は決定主義を採つてゐる。この點については從來から、都道府縣の自由に委ねべしとする。相當強硬な意見がある。

一、市町村についてはこの點、任意制度をとりただ、部課の設置は條例によるべきこととしてゐる。（地方自治法百五十八條六項）
一、都道府縣の局部制を自由とすることに對する反對論の根據は

(一) 局部の濫設をいましめること
(二) 中央、地方乃至地方相互間の連絡上の便宜を計ること
の二點に主としてあつたようである。

一、改正案の要點は(一)行政事務を所管する主要局部を法定し(二)事務の終了等により比重の輕くなつた部（農地部）を任意部に編入し(三)任意部の設置は從來通り條例によることとし(四)獨立採算制を原則とする公共事業についてはその従業員に對する地方公務員法の適用除外ともならみ合せ條例に必要な組織を設けることを得ることとしたことにある。

一、この改正案は現在の實情に合せるところを旨としてゐることは認めるが、地方自治の自主性と現實即應の意味からいつてまだ法的規制の範圍が強すぎると思う。その理由は次の如くである。

- (A) 局部の濫設をいましめることはシャウプ勸告に基く地方團體の財源の獨立によつて中央で規制する必要は減少する。
 - (B) 假に濫設をいましめるにしても局部の數を限定するを以て足りる。
 - (C) 平衡交付金の操作は組織の過大を牽制する作用をするといふのではあるまいか。
 - (D) 連絡の便宜のためにはその局部乃至課或は室を定められた單位に、一定の名稱を冠することを法定しておくことで充分である。
- 法定の局部、條例によつて設けることの出來

る局部の如き固定した規定のやり方は地方の自治に害がある場合を豫想することが出来る。

(E) 特に豫想される行政機構の整理、例えば出先機關の整理とか、國と地方の行政事務の調整によつて相當の變化を豫想される地方團體の組織は出來得る限り、地方團體自身の決定の範圍を廣くしておくべきものである。

(F) 改正案附則三項には通商産業局、道路運送管理事務所について暫定規定を置くが將來においてこの種の關係が相當の問題になることを示す。

(G) 都は局、道府縣は部を法定することも意味が少くないように思う。

▲都道府縣有物件災害相互扶助組織について

地方自治團體の所有物件に對する火災相互扶助の組織は、昭和二十三年四月、全國町村會の採用する處となり、次いで、同年七月、地方自治法第二六三條の二の改正により、全國都市連盟が昭和二十四年社團法人全國市有物件災害共濟會を設立してこの事業を開始したことは周知の處であるが何れも、火災保險會社の現行協定料率の六割程度に分擔金(保險料)を以つて火災共濟を行い極めて好成绩を擧げてゐる實狀に鑑み、都道府縣有物件に對する災害相互扶助組織についても全國地方自治協議會連合事務局に

於て調査研究を進めて來たのであるが、過般新潟市に於て開催された全國知事會議においてこれが實施についての決議を得、今回事業實施計畫要綱並びに定款案が作成され、世話人總務部長會議に提案されてその諒承を見たので次にその大要を記し御參考に供したい。

一、事業計畫の基礎

日本火災保險協會の都道府縣有物件の附保現況の調査によれば、昭和二十三年度に於ける都道府縣の保險金總額は約五十九億三千萬圓支拂保險料四千九百萬圓で、その平均保險料は保險金千圓につき八圓二十六錢であるが、同年度に支拂われた損害填補金總額は、二十九百二十萬圓であるから填補割合は保險金千圓につき四圓九十四錢に過ぎない。即ち都道府縣は四圓九十四錢の原價に對し八圓二十六錢を支拂わされた事となり、支拂保險料に對する填補金の割合は五九・六%である。然るに同年火災保險會社は著しく料率の引上を行つたのであるが、その結果、昭和二十四年度に於ては保險金總額七十六億五千萬圓に對し、支拂保險料は七千四百萬圓に達し、平均保險料は保險金千圓につき九圓六十七錢と騰つたのである。即ち原價の約二倍近くの保險料を支拂つてゐるわけである。従つてこの保險料より三割程度の割引をしても充分經營が成り立つわけである。事實營利會社に於ては代理店費、宣傳等に收入保險料の三〇%程度を支出

しており、保險會社の手取額は保險料の七〇%程度に過ぎない。然るに共濟制度に於てはこれ等の費用は全然要らないのである。今、全國町村會の行う町村有物件、火災共濟事業の實績を見るに、昭和二十三年度に於て、保險金額百四十五億七千萬圓、共濟基金分擔金(保險料)八千六百三十九萬三千圓、支拂損害填補金二千八百五十二萬圓で共濟基金分擔金に對する支拂填補金の割合は三十三%強に過ぎず、保險料率は保險金千圓につき五圓九十三錢、損害率は保險金千圓につき一圓九十六錢である。全國都市聯盟は昭和二十四年四月より共濟事業を開始したものであるが、十月末現在に於て保險金額百四十三億圓、共濟基金分擔金(保險料)八千六百四十三萬四千圓である。即ち保險金千圓につき六圓二錢の平均保險料を徴收してゐる。都道府縣有物件の火災危險率は、市有物件の火災危險率とほぼ同一程度と考えられるが、都道府縣は市よりも財政規模が大きいため、保險の必要を感じる程度が市に比して低く、従つて火災保險率の比較的高い物件のみを選択して附保する傾向が大きいから、市有物件の火災危險率より少しく高くなるものと考えられる。その點町村に於ては物件の選擇を殆ど行わないで附保してゐるので損害率は著しく低くなつてゐる譯である。依つて全國町村會、全國都市聯盟各れも現行火災保險協定料率の四割引とし

ているが、都道府縣に於てはこれを三割引とする事としたい。然るときは保険料率は千圓につき大體七圓程度となる。前述の實績によりこの七十五%が損害填補金として支出されるものとせば損害率は保険金千圓につき五圓二十五錢となり、収入保険料の十%を事務費とし、十五%を剰余準備金として豫定することができ。

二、事業の實施方法

事業實施の方法は概略して次の如き機構方法によるものとする。

1 この事業によつて共濟する災害は、當分の間都道府縣の所有する建物及び收容物件の災害による損害を目的とする。併し共濟準備金の積立が一定の金額に達し、その基礎が確立すれば、定款を變更して震災、風災、水災等に對する共濟事業をも併せ行うこととする。

2 都道府縣がその所有物件を本會に附保する場合には、保險責任の開始日の三十日前に(初年度は、別にその期日を定める。)所定の用紙に保險の目的の所在地、名稱、用途、構造、坪數、見積價格及び罹災した場合の共濟責任額(保險金額)、共濟委託期間(保險期間)、共濟基金分擔金(保險料)を記載した申込書を提出して、豫め本會の承認を受けなければならぬものとし、承認したものに對しては直ちに共濟基金分擔金(保

險料)の納入を行い、その納入ありたるときより填補の義務が生ずるものとする。

3 共濟基金分擔金(保險料)の額は、共濟責任額(保險金額)に本會の定める分擔金の基率(保險料率)を乗じて得た金額によるものとする。

4 共濟金(支拂保險金)は共濟の目的物が罹災したとき、當該都道府縣の請求に基き共濟責任額を限度に、災害の程度に應じて填補金額を定める。虚偽の報告その他不正の行爲があつたときは、共濟金はこれを給付しない。

5 共濟の目的物が、火災以外の原因によつて滅失したとき、又は所有權が異動したときは、その翌日から日割計算を以て當該期間に收入した共濟基金分擔金(保險料)を返戻することが出来るものとする。

6 この事業の經濟は都道府縣が納入する共濟基金分擔金(保險料)補助金、寄附金、その他の收入を以て共濟金、返戻金、事務費その他の經費を支辨するものとする。

7 この事業の會計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日迄とする。

8 この事業の歲計剩餘金は、これを共濟基金として積立てるものとし、その積立金額が必要以上の額に達したときは、その超過金額の全部若しくは一部を都道府縣に配分し、なお毎年度剩餘金があるときは共濟

基金分擔金(保險料)を減額するものとする。

9 歲計剩餘金は毎年各都道府縣毎に計算し共濟基金分擔金、都道府縣への配分金、共濟基金準備金の低利融資等の基準とするものとする。

10 歳入に不足あるときは、先ず共濟準備積立金を以てこれを補填し、なお不足あるときは、相互主義により不足金を都道府縣が分擔して補填の途を講ずるものとする。

11 準備積立金の運用は總會及び理事會の決議により決定して萬全を期することとする。

12 本會の事務機構は東京に本部を置き各都道府縣に支部をおく、本部に於ては新規申込の承認、分擔金の收納、共濟準備積立金の管理運用、填補金の決定及び支拂、附帶業務の實施等の事務を行い、支部に於ては申込書の作製、損害見積書の作製等の事務を行うものとする。従つて支部には囑託若しくは専任等の方法により所要の人員を置くものとする。

13 本部事務局に運営委員會を附置し、本事業の運營方法を協議する。委員は府縣の世話人總務部長を以てこれに當てる。

14 本會は右固有の共濟事業の外に、余裕金の都道府縣への低利融資防災運動等の事業をも行うものとする。

三、事業の收支概計

この事業が豫期の如く發展する爲めには各都道府縣が擧つてこれが育成發展に協力し、必要ある物件の全部につき保險せられることが要件である。都道府縣は地方自治法第二六三條の二の趣旨に基き、災厄に對する相互扶助の實を擧げ、同甘共苦の精神を涵養して親善を計り、本事業を益々擴大強化することにより依つて生じたる財政的余力を驅つて地方自治の發展に寄與せしむる事を期するものである。今、初年度の共済責任額（保險金額）を

昭和二十四年度に於て都道府縣が營利保險會社に附保した額と同額の八十億圓とし、爾後毎年二十億圓乃至十億圓増額するものとして昭和二十五年より向う五箇年の收支豫算を編成すれば、左表に示す如く最終年度に於て七千五百九十八萬圓の積立金が生ずる。もとよりこれは年度始めに都道府縣全部が一時に附保した場合の計算であるから實際に當つては更に具體的收支計算を必要とするが、事業の大綱とその將來に對する見通しを知ることが出来る譯である。

都道府縣火災共済會五箇年計畫豫定表

年度	収入		支出		差引金
	保險金額	分擔金	共済金	經費	
昭和25	8,000,000	56,000,000	42,000,000	5,600,000	8,160,000
26	10,000,000	70,000,000	52,500,000	7,000,000	12,096,000
27	12,000,000	84,000,000	63,000,000	8,400,000	15,546,000
28	13,000,000	91,000,000	68,250,000	9,100,000	18,220,160
29	14,000,000	98,000,000	73,500,000	9,800,000	21,162,176
計	399,000,000	2,999,000,000	2,299,250,000	339,150,000	75,983,936

(註) 1. 分擔金収入は保險金額を初年度30%、爾後二カ年は毎年20%、以後毎年10%増加するものとし、分擔金利率は1,000圓當り7圓と見込む。

2. 資金運用収入は該年度の分擔金収入に對しては年1分剩餘金に對しては年1割と見込む。

3. 損耗共済金は分擔金収入の75%を見込む。

4. 經費は分擔金収入の10%とす。(A部 本部5%、支部5%)

なす重複することになるが定款(案)を併せ掲げることにした。

社団法人都道府縣有物件火災共済會定款(案)

第一章 總則

第一條 本會は社団法人都道府縣有物件火災共済會と稱する。

第二條 本會は地方自治法第二六三條の二の規定により都道府縣の委託を受け其の財産又は營造物の火災に因る損害に對する相互救済を行ひ以て地方財政の安定を圖り、自治の健全なる發展に資することを目的とする。

第三條 本會は前條の目的を達するため左に掲ぐる事業を行う。

- 一、共済基金分擔金の收納
- 二、災害共済金の給付
- 三、余裕金の低利貸付その他の運用
- 四、災害防止に關する事業
- 五、災害防止に關する調査及び研究
- 六、その他本會の目的を達成するに必要な業務

第四條 本會は本部事務所を東京都千代田區九段二丁目十七番地に置き各都道府縣に支部を置く。

第五條 本會の公告は全國地方自治振興協會の發行する自治日報に掲載するものとする。

第二章 會員

第六條 本會の會員は議會の議決を経て火災に因る損害に對する相互救済の委託をした都道府縣とする。

第七條 前條の委託の手續、その他會員の資格の得喪に關し必要な事項は理事會の議決を経て別にこれを定める。

第三章 役員及び職員

第八條 本會に左の役員を置く。

理事長 一人

理事 十人以内

監事 二人以内

第九條 理事及び監事は總會において會員である都道府縣又は其の連合會の職員並に學識經驗ある者の中より選舉し理事の互選によりこれを定める。

理事長は本會を代表し會務を總理する。

理事長事故あるとき又は空席の場合は理事會の指定する理事その職務を代理する。

理事は理事長を補佐して會務を處理する。

理事長必要ありと認めるときは理事會の議決を経て理事の中から常務理事を指名する事が出来る。

第十條 理事及び監事の任期は二年とする但し再任を妨げない。

補缺のため選任された役員の前任期間は前任者の残存期間とする。

役員はその任期が満了した場合においても後任者の就任するまでの間引續きその職務を行なう。

第十一條 本會は顧問及び參與若干人を置くことができる。

顧問及び參與は理事長がこれを委嘱する。

第十二條 本會に必要な職員若干人を置き理事長がこれを任免する。

第四章 總會

第十三條 總會は通常總會及び臨時總會とし、通常總會は毎會計年度開始一月前までに、臨時總會は必要ありと認めるときに理事長がこれを招集する。

第十四條 總會はこの定款に特別の定めがあるものを除く外概ね左に掲ぐる事項を議決する。

一、毎年度事業計畫に關すること

二、歳入歳出豫算を定めること

三、決算報告を承認すること

四、共済基金の積立及び配分の方法に關すること

五、準備積立金の管理及び運用の方法に關すること

六、その他重要な事項

第十五條 總會の權限に屬する事項でその決議により特に指定したものは理事會に於て之を專決處分することができる。

第十六條 總會の招集は少くとも開會の前二週間までに會議の目的とする事項を記載して會員に通知しなければならない。

第十七條 總會の議長は理事長又は理事長の指名した理事がこれにあたる。

第十八條 定款に特別の定めがある場合を除く外總會は會員數の半數以上の者が出席しなければ會議を開くことができない。又總會の決議は出席會員の過半數を以て決し、可否同數のときは議長の決するところによる。

第十九條 定款の変更及び解散に關する總會の決議については會員數の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意を得なければならない。

第二十條 理事長は毎會計年度終了後二月以内に決算を調製し、これに財産目録、貸借對照表、事業經營狀況報告書及び剰余金處分案並びに監事の意見書を附して次の總會の承認を求めなければならない。

第二十一條 總會において決算の承認があつたときは理事長は當該決算に前條に規定する書類を添え遲滞なくこれを會員たる都道府縣の知事に通知するとともにこれを公告しなければならない。

第五章 理事會

第二十二條 理事會は理事長がこれを招集する。

第二十三條 理事會はこの定款に特別の定めがあるものを除く外左に掲ぐる事項を議決する。

一、總會に附議すべき議案を定めること。

二、會員の支拂うべき共済基金分擔金の基準及びその計算の方法を定めること。

三、會員に支拂うべき災害共済金及びその計算の方法を定めること。

四、準備積立金の管理及び運用に關すること

五、業務規程その他定款の施行に關し必要な事項を定めること。

五、業務規程その他定款の施行に關し必要な事項を定めること。

地方自治法に關する質疑應答
議會に關する事項

○地方税の賦課に關する異議の申立の決定

問 地方税法第二十一條の規定による地方税の賦課に關する異議の申立に對しては、道府縣知事又は市町村長限り決定すべきものであるか、又は地方自治法第九十六條第一項第十號の定めるところにより、議會の議決を経て道府縣知事又は市町村がこれを決定すべきものであるか。

答 地方税法第二十一條第二項の規定により市町村が異議の申立をする場合には、地方自治法第九十六條第一項第十號の規定によらなければならぬ。

二 地方税法第二十一條第一項、第三項及び第四項の規定による異議の申立については地方自治法第九十六條第一項第十號の適用はしなす。

○法第七十六條第一項の規定により再議に附されたときの處分

問 地方自治法第七十六條第一項の規定により再議に付した場合、三分の二以上の者の同意が得られなかつたときは、原案が承認されたものとみなしてさしつかえなきや。又原案承認とみなす事が出来ないとせば、第七十七

九條第一項の規定により、議決すべき事件を議決しないときとして専決處分することができるか。

答 地方自治法第七十六條の疑義は、原案が承認されたものとみなすことはできない。なお法第七十九條の専決處分は、これをする事ができない。

○法第九十六條第一項と第二百十三條第一項の規定との關係

問 地方自治法第二百十三條第一項の規定により制定する條例と第九十六條第一項第六號による議決との關係につき、後者は前者の特別規定であり、何れもその取得又は設置管理及び處分につき一般的事項を條例、又は議決を以て定むべきものであるか。又は前者についてのみ一般的事項を條例とし、後者についてはその個々の設置、管理及び處分につき議決を要するものであるか。若し後者の見解が正しいものとすれば、設置及び處分は別として管理についてはその個々につき議決をするの余地は殆ど無いと思われるが如何。

答 一、地方自治法第二百十三條第一項の規定は條例事項として、定められたものである。第九十六條第一項の規定は、議會の議決事項として定められたものである。二、從つて第二百十三條第一項及び第九十六條第一項第六號については御照會の如き意味はない。

謹しんで新春を

お祝い申上ます

北海道議會

議長 坂東 秀太郎

副議長 鈴木 源重

北海道議會事務局

局長 山口 寅十郎

庶務課長 後藤 忍

議事課長 金澤 榮

調査課長 坂井 同

●新購入圖書紹介

書名

著譯者

天才詩人石川啄木の生涯

西村 陽吉

鐵のカーテンの裏

ウイリアム・デア
ン・ナルヴィグ

淺草の肌

濱本 浩

大地 第一部

パール・バック

石炭と産業

波多野 義熊

文字及び假名遣の研究

橋本 進吉

戦後經濟の再編成 第一分冊

鈴木 亮吉

經營費用論

美濃部 亮章

生産力配置論

山城 章

根據の原理

坂入 長太郎

現代日本小説大系 第四十六卷

シヨペンハウエル
横光 利一

現代日本小説大系 第二十五卷

川端 康成
有島 武郎

現代外交の基調

加瀬 俊一

夢 鷺待庵物語 他
 山中放浪 他
 私は比島戦線の浮浪人だつた
 ニューギニヤ
 太平洋戦線異状なし
 冬の芽
 南十字星
 晶子鑑賞
 あこがれ詩集
 北齋と寫樂
 永遠に變らざるもの
 意志の自由
 人魚姫
 芥川龍之介
 シヨパン
 テニヤンの末日
 女の一生 上下巻
 ベートヴェン
 昔話北海道
 季節の科學
 自由民権家とその系譜
 米ソ戦わば？
 明治大正反戦運動史
 中國共產黨の誤認
 問題の親
 母
 自動車入門
 レクリエーション
 シニューベルト
 不安定經濟に於ける農業

須磨彌吉郎
 幸田露伴
 今日出海
 飛田忠廣
 瀧田憲次
 廣津和郎
 山田潤二
 平野萬里
 石川啄木
 福本和夫
 内村鑑三
 シヨペン・ハ
 ウエル
 山室 靜
 吉田精一
 兼常清佐
 中山義秀
 山本有三
 片山敏彦
 札幌中央放送局
 田中 惣五郎
 河上 清
 松下 芳男
 長野 朗
 A.S.ニール
 鶴見祐輔
 松林清風
 白山源三郎
 シニューパウン
 セオドアW・シ
 ニルツ

職業分析
 最新漁撈學
 新教育の基本問題
 近代小賣業經營の會計
 近代米國の社會思想史
 日本農業構造論
 蔬菜病害防除論
 漢民族の研究
 人間の探求 上下巻
 北海道商工要覽
 世界文學全集 上下巻
 波
 こぶ(短編、もの語り)
 虐げられし人々 下
 爭議と勞働委員
 モスクワ・日本・ハバロフスク
 モーパン嬢 下
 漱石・鴎外・藤村
 本朝畫人傳 卷六
 橫光利一全集 第四卷
 貸借對照表監査
 戦後日本經濟の諸問題
 赤い牢獄
 戦争の放棄
 コンスタンチア物語
 畜産經營
 アメリカ農業物語
 虚子自傳
 夏の花
 都市社會主義我社會主義

ヴァーヌC・フ
 リツクランド
 長棟暉友
 新教育研究會
 清水 晶
 細入 藤太郎
 木下 彰
 田中 彰一
 吳 主 惠
 ラ・ブリユイエ
 エル
 廣告新聞社
 アンナ・カレ
 ニナ
 山本有三
 山本有三
 山本有三
 ドストエーフス
 キイ
 野口 昂
 木村 慶一
 テオマイル・ゴ
 ーティエ
 板垣 直子
 村松 梢風
 橫光 利一
 田島 四郎
 矢内原 忠雄
 菅原 道太郎
 横田 喜三郎
 丸岡 喜三郎
 占野 靖年
 東井 金平
 高濱 虚子
 原 民喜
 片山 潜
 中・南アメリカ素描
 日本資本主義の構造
 社會政策論序説
 言 林
 新撰漢和辭典
 新和英大辭典
 ワールド英和辭典
 日本統計年鑑 第一回
 世界年鑑 一九五〇年版
 朝日年鑑 一九五〇年版
 北海道年鑑 昭和二十五年年度版
 時事年鑑 一九五〇年版
 北海道名士録
 全國都道府縣議會職員講習會講義録
 地方自治法精義 下巻
 現行日本法規 21巻
 キエリー夫人傳
 マルクス
 資本論 10
 明治思想史の一斷面
 須永の(話)他
 岡田 峻志
 平野 義太郎
 岸本 英太郎
 新村 哲也
 宇野 規矩人
 長澤 由太郎
 武信 孝
 西尾 孝
 統計委員會事務局
 總理府統計局
 共同通信社
 朝日新聞社
 北海道新聞社
 時事通信社
 北海日日新聞社
 全國都道府縣議
 會議長會事務局
 金丸三郎
 法務府法規課
 エーヴ・キエリ
 石濱 知行
 カトル・マルクス
 河合 榮治郎
 夏目 漱石

昭和二十五年一月十五日發行
北海道議會時報 第二卷第一號
 編 集 北海道議會事務局調査課
 發 行 北海道議會事務局
 電話 一、八二〇番